

十庁舎建設問題の本質は何か？

埼玉自治体問題研究所 渡辺繁博氏講演記録

2013.3.16 里公民館ホール

◆ こんにちは

前にも何回かお邪魔しているので、顔はご存知の方もいると思います。私は3年前まで、上尾の市役所におりまして、37年間公務員生活をやりまして、その後自治体問題研究所、県庁の地下に事務所がありまして、そこで研究活動をしております。

今日は、とくに庁舎建設問題というと、どうしてもお金がかかるとか、便利が悪いとかになりがちですが、皆が関心を持った問題で議論することはもちろん大切なのですが、もう少し本質的な問題として、庁舎建設とは、はたしてどんな問題が一番たいせつなのかを話していきたいと思っています。

◆ 鳩ヶ谷の良さを川口全体に

わたしのレジメの「はじめに」に書きましたが、「庁舎建設は、川口市の行政運営の理念を象徴するものであり、単なる財政問題ではない。50年100年の将来を見据えて、川口市がどのように変化していくのか、その中で何を大切にして市政を行っていくのが庁舎建設の理念にしっかりと反映されていなければならない。川口市の憲法である自治基本条例を象徴するシンボルとしての市庁舎建設に…」と書いてあります。

川口市に編入される前まで、この鳩ヶ谷は別の市でありましたので、鳩ヶ谷の今の支所のところに市役所があり、そこへ行けばなんでも、議会もあり、市長もいる、そういう場所でした。それが合併によりなくなって不便となりました。それだけでなく学校給食の問題や保育所、国保の保険料問題など、全部吸収合併でしたから、川口市にあわせられました。

小さかったから鳩ヶ谷はよかったという意見が、たくさん出されましたが、その良さを復活させるために、何が必要かといったら、鳩ヶ谷の良さを川口全部に広げるしか方法がないんですね。こんなにいいことがあったよということを、こんど川口全部でやってもらうような方向で、鳩ヶ谷の市民がアピールしていくことが、どうしても必要だと思います。

そういう立場で、庁舎建設問題を少し、根っこを考えていきます。

◆ 大都市制度と地域協議会

レジメに戻って話しますが、一つは自治制度をめぐる、今いろいろな動きが出ています。

最近の動きとして、第30次地方制度調査会という国の審議会があり、12月20日にその報告がだされました。その報告では、大都市制度について、政令指定都市がおもですが、川口市も58万人口ですので、りっぱに大都市であります。政令指定都市の要件は人口50万人以上ですので、条件では政令指定都市です。そう考えますと、この報告にそって、川口市でも検討してもらわなくてはならない課題になると思います。

どういうことが言われているかということ、各区、川口市では10の地区がありますが、各区の役割、拡充を目指して、とくに政令市では、条例で区でもっばら行う事務を市の条例で定めることができる。たとえば、さいたま市でいえば、見沼田んぼの保全の問題については、市全体の問題だけど、もっばらみぬま区がその独自予算としくみが必要と判断したとき、みぬま区だけに適用される条例をつくることのできる。その区の職員の任命権、予算のうち、もっばら区にかかわるものを市長に提言できる。すなわち見沼田んぼについての専門知識をもった職員を配置するよ

十庁舎建設問題の本質は何か？

埼玉自治体問題研究所 渡辺繁博氏講演記録

2013.3.16 里公民館ホール

う意見を出すことができる。さらに、この場合、その区の区長を副市長なみに扱うため議会にかけ承認してもらい、4年間はそこで区長をつとめることをしてもいいという提言なんです。さらにすすんで、条例で各区の教育委員会、区単位の教育委員会事務局をつくってもいいと。また市議会の中に、区専門の議員の設置。たとえば、現在鳩ヶ谷地区に5人の市議会議員がいます、その5人で鳩ヶ谷地区常任委員会をつくって、もっぱら鳩ヶ谷地区をみて、市民の声をきいて、提言できるような仕組みをつくることもいいでしょうということがのべられている。

国のなかで、平成の大合併のときには地域協議会を公選や任命制でつくり、独自の審議会をつくるのが地方自治法に盛り込まれましたが、今度は大都市の問題では、各区の教育委員会までつくっていいということ、区長を副市長並に、議会の承認のもと4年間の任期でその区のトップとして進めてもいいですよとまで言い出している。

◆ 住民自治を実現する

なぜこういうことを国がいいはじめたか。一つは平成の大合併をやり、政令指定都市もふえてくるなかで、住民自治が非常に形骸化してきている、住民の意思でそのまちが動いていくという住民自治のシステムが壊されてきているという自覚、批判が大きくなってきた。合併で規模が大きくなり国や県に依存せずに自治体運営をする団体自治の力は強まったが、「地方自治の本旨」の実現にとってより本質的な住民自治、住民の意思でそのまちが動いていくしくみが非常に悪くなった。それを克服するために、地域協議会をつくるのもいいよ、区長を副市長なみの配置でもっぱらその区のことを考えていいよといっている。住民自治の形骸化に対して、大きくなればなるほど、多様な地域ごとの違いや階層ごとの違いが市政に反映されなければ、住民の意向や願いが市政に反映されなければまずいよ、ということですね。全体的には政府や財界の意向で道州制など大きくなる方向へ制度が進んでいます、一方そうなるほど、主権者としての住民の声を反映させるために、それをホローする制度を考えなければならないのです。

なぜそうなるか分かりますか？憲法に書いているからです。憲法には「国民が主権者である」と。この国の主人公は国民なんです。議員や大臣は国民の代表でみなさんの代わりに政治の決定をしているのです。地方自治体も同じです。その根本である国民主権が侵されて、国民と全く違った、選挙の時だけ国民の意見を聞くけどあとは知らないというのでは困るわけです。国民主権という憲法上の規定からこの制度が考えられているのです。

地方自治法でいえば、川口市自治基本条例に書いてありますように、このまちの主人公は市民です。自治基本条例の枠組みでは、市民が主人公、市民の声、意志が反映される市政をつくるのが目的・趣旨です。憲法と同じです。憲法を下書きにして自治基本条例をつくれば必ずそうなります。市政の主人公は市民です。市長は市民から選ばれ、市民の為に仕事をする代表であり、議員は市民から選ばれ、市民の代表として議案を審議し、行政のチェックをする、職員は市民の代表たる市長の命にしたがって、市民の代行として地域の共同事務を担う労働者です。

◆ 利用者である市民の声を聴くのは当然

そういう関係であるのに、今度の庁舎建設の問題で、ほとんど情報が市民に提供されず、位置を決めるだけの審議会でもいいのか、市民の意見を聞く場がつけられていない。こういうことでい

十庁舎建設問題の本質は何か？

埼玉自治体問題研究所 渡辺繁博氏講演記録

2013.3.16 里公民館ホール

いのか。つくった後利用するのは市民であり、280億円も市民が負担するお金です。市民がどういう場を作ってほしいのか、どういう作り方をしていくかが問われているのです。

最近、市長と議会の関係が話題になっている。法律の枠組みは二元代表制といわれ、市長も市民から選ばれ、議員も市民から選ばれ運営されている。これは国会とは違う。国は、国会で多数を占めた政党や会派から内閣総理大臣が指名され、各省庁の大臣はじめ執行権力としての内閣が構成される。だから議決機関と執行機関の間のチェック&バランスは国では与党と野党の緊張関係でとられる仕組みになっている。地方は、首長、議員（議会）がそれぞれ住民から直接選ばれた代表であることから、執行機関である首長と議事機関である議会の間の緊張関係でチェック&バランスをとるシステムになっています。しかし実際は、国の政治がもちこまれて、与・野党関係が最も緊張関係にある状況が戦後長らく続いてきたのです。さまざまな階層や地域、考え方を持つ住民の多様な民意を反映させてそのまちの特性や文化を反映させた制度や条例ができるためには、与党か野党かということ以上に、議会という機関が財政チェック能力でも政策立案でも首長と対抗する力を持つことです。今想定されているのは、少なくとも学問的には、市長は市民の声を聞き政策を立案し、予算をつくる。今までは議会はこれをチェックするだけでよいとおもわれていた。しかし、これからは議会も市民の声を反映させ、政策、予算財政を提案していくものであり、こうした二元代表制が機能してこそ地方自治の活性化が図られるんだという事です。

◆ 市民の意見を聞く窓口は市民に近いところに

なぜこのようなことを言うかというと、50年100年先の市庁舎のあり方として、議会のあり方も変わってきて、議場のレイアウト、委員会のあり方、議員図書館など政策をつくっていくために、変わってくる。そして市民の意見を聞くためにも、なるべく細かいことを目配せできる市庁舎の配置が問題になってくる。市民がサービスを受ける場所というだけでなく、市民が参加して、意見を言ったり、懇談をしていく場合にも、地域に近い所にあることが市民が主人公となるための大きな基盤となる。市民はサービスの受け手であると同時に、サービスを決定する主人公であることを忘れてはならない。

◆ 3. 11の教訓から支所を強化し地域に職員の配置を

それだけでなく、身近に配置されるべき市の職員が一ヶ所に集中していたとき、どういうことが起こりましたか。阪神大震災のとき、神戸市は、市役所に職員が集中し、区ごとにはわずかな職員しかいませんでした。20万の区で200人くらい。一方で西宮市や淡路島市では同じ20万、30万人口でも役所に千何百人とかの職員がいて、2週間くらいで全部かたづき、仮設住宅もつくられ、半年でその仮設もなくなるというほど復興が早くすすみました。神戸では2年もかかったのです。市の職員が身近にいて、住民の気持ちがわかり、このエリアに責任をもつことをやりがいと思う職員、議員を作っていくことは、市の行政のあり方やサービスのあり方など象徴するものです。

この市庁舎建設を考えるのに、わたしも、支所を強化して、一極集中でなく、地域に職員もいるそんな仕組みが必要だと思います。国の方向も、合併が進めば進むほど、先ほどいったような趣旨を生かしていく必要があると思います。

十庁舎建設問題の本質は何か？

埼玉自治体問題研究所 渡辺繁博氏講演記録

2013.3.16 里公民館ホール

◆ 省エネ、防災で大都市に相応しい最新の知見を

最後に一点だけ付け加えます。3. 1 1の教訓として、先進市で検討されているのは、大震災でも避難所、信号機、市庁舎、消防署、病院では、どんな時でも電気が繋がっている状況をつくることを課題にするなど、あちこちで自治体でのエネルギー政策が課題になっています。埼玉は日照時間も長い。学校や庁舎、市民プール等公共施設には太陽光パネルをおき、いざというときに送電線も独自の物を持ち、切り替えられるなど、検討されなければなりません。また省エネの庁舎として地中熱の冷暖房への活用なども原発に依存しない社会づくりには不可欠です。原発をなくして欲しいという市民の要求にも応え、水光熱費も減らし、地域の経済に還元できるエネルギー政策を庁舎のあり方に含めて検討することが必要です。

そんな論議もしながら、役所の機能を含め、いい市役所建設を進めて頂きたいと思います。

◆ まとめ

「鳩ヶ谷は小さくてよかった」ことが合併を通して気づいてきました。どこでも小さいまちの方があたたかく、役所が住民の役にたっているのですが、大きくなるほど、経済界の力や、国の政治と繋がる一部の人の力で、経済発展だとかに意志決定がずれてしまったりしています。

川口に合併したことでの問題を、進歩の力にするために、川口全体をよくするため、どうしていったらいいか。現に安行や戸塚地域など、公共施設も少なく、人口が増えても暖かみのある役所との関係が全くない。こういった問題を解決するためにも、小さかった経験を持った鳩ヶ谷の人達が、小さな単位で市民の生活やくらしを見れる職員を配置させることを時間をかけてもやっていくことが必要です。20年30年くらいで考えていきましょう。市民がもっと強くなって、声が通じるような役所にしたいと誰もが願っています。

どこの地区に住んでも同じようなサービスは当たり前です。IT化がすすみ、いまではインターネットで確定申告ができる時代です。昔は個人情報もあり、考えられないことでした。これから10年20年でおそらく事務上の手続きでは役所に行くことは殆どなくなる、おそらく支所ですえも行かなくて済むようになる可能性がある。一ヶ所に沢山の職員を集中させ、機能を集中する市役所の必要はなくなる。

先ほど意見で出ていたことぶき証の交付の件（発行窓口を本庁舎に限定）はどう考えても私には理解できません。住民基本台帳は支所でもわかるし、十分可能なはず。手続きは何でも支所でできます。問題なのは、責任持った決定や新しい市民の意見に答える場合などで、支所にも権限をもたせ、職員の体制をつくってサービスの提供だけでなく、市民の声を吸い上げる仕事を位置づける事が大切。これこそ、川口市自治基本条例に書いてあるように本来の役所の仕事です。

機関委任事務も廃止され、国、県、市町村の関係も対等協力関係に変わりました。「この町のことは、この町で決めていく」という、これからは地域で起きていることを、いかに条例化していくかという事を中心的な仕事にしなければなりません。

IT等活用して、地域分散で、みんなが主権者としてやってほしいことなどを合意しながら進めていくよう切り替えてほしい。合併や市庁舎建設などを契機にして広げてほしいなと思います。

「ふるさと鳩ヶ谷の会」のとりくみに、自治体問題研究所としても注目しています。

〔編集〕 ふるさと鳩ヶ谷の会